

保 存

「歴史を知り、歴史を超え、歴史を創る」
～より良き日中関係・日韓関係に向けて～

2006年4月

社団法人 関西経済同友会

調査企画部会

「歴史を知り、歴史を超え、歴史を創る」 ～より良き日中関係・日韓関係に向けて～

関西経済同友会
調査企画部会

§はじめに

昨今の日中関係・日韓関係の状況は、今後の東アジア共同体への歩みやアジア太平洋の平和と発展にとって最大の阻害要因となり得る。従来から日中・日韓関係の良好な発展に寄与すべく努力してきた関西経済同友会としては、このような現状を危惧し、より良き関係構築に向けて、以下の通り提言する。

§問題の所在・対応方向と解決すべき主な課題

I. 歴史認識に関わるもの

(問題の所在)

歴史教科書の記述など歴史認識に関わる問題、靖国神社への首相・閣僚の参拝を中韓両国が外交カードとして使っている。それに対して、節度ある生産的な議論がなされず、生煮えの歴史対話となっている。

(対応方向)

日本人が、特に近現代史についての理解を深め、自分なりの歴史認識を持つ。

(解決すべき主な課題 I) 政府高官も含め、日本人自身が歴史を知らない

II. 相手国による非友好的な行為

(問題の所在)

中韓両国は特定施設や教科書で反日教育を行い反日的な国民を育成している。中国では、在瀋陽日本国総領事館での主権侵害、アジア杯サッカー時の群集の無礼な態度、日本公用車の破壊、反日デモ時の日本公館損壊などの事件への謝罪を行っていない。竹島は韓国が実力支配するに及んでいる。

(対応方向)

反日感情を煽っている事実、領海侵犯、主権侵害や毀損行為、中国の軍事大国化などについては、正しい相互理解促進の観点から、修正・謝罪・透明化を率直に求める。また、国際法・条約などに照らして徹底的に議論・説明する必要がある（例、国際司法裁判所において）。

(解決すべき主な課題 II) 中国・韓国の国内政治的な背景に基づき、一方的に日本が批判されている中で、適切に反応・反論ができていない

III. 歴史的感情に関わるもの

(問題の所在)

日中・日韓の長い交流史において、相対的には短い期間の出来事に起因して、理屈を超えた特殊な感情群が存在する。

(対応方向)

長い歴史の中で、日中間・日韓間の不幸な関係は、寧ろほんの短い間のことであった、という事実を再確認するとともに、歴史的な感情の痼りについては、未来志向で乗り越える以外にほぐす方法は無い。

(解決すべき主な課題 III) 理屈を超えた感情が痼り（しこり）として存在する

§提言

提言Ⅰ. 国として近現代史の教育にもっと注力する

歴史認識が問われる中、日本の歴史教育において、近現代史はあまり詳細に教えられていない。日本自身が近現代史の歴史教育にもっと注力すべきである。

(1) 下記の項目を高等学校学習指導要領に網羅し、詳細に教えるべきである。

- 近代史（日清・日露戦争開戦の背景・経緯・世界史的意義、日韓併合、満州事変と満州国建国、盧溝橋事件と日中戦争、日米開戦の背景と経緯）
- 現代史（極東国際軍事裁判、サンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約、日韓基本条約、日中共同声明および日中平和友好条約）

(2) 高等学校においては、卒業までに所定の近現代史教育を完了すべきである。

(3) 戦後 60 年の歴史、平和国家日本の歩みを教えると同時に、世界にも知らしめるべきである。

(4) 中学校においても、上記と同様の趣旨に沿って、教育内容を適切に見直すべきである。

提言Ⅱ. 客観的な議論をし、相互理解を深める努力をする

(1) まずは互いに認識の差異を理解し合い（agree to disagree）、お互いの立場を尊重し、内政不干渉を原則とする

- 日中間では内政に関わる諸問題（靖国問題など）については、1972 年国交正常化以来の「内政不干渉」の原則通り、相互に不干渉とすべきであり、日韓間においても然りである。
- 日本の教科書検定基準の「近隣諸国条項」に基づき、近隣アジア諸国に国際理解・協調の見地から配慮を行なっているが、反って正しい相互理解を阻害するような過度な配慮は避けるべきである。

(2) 内政不干渉が原則だが、学術的研究成果から客観的に判断して妥当と思われる解釈から著しく遊離し、且つ反日思想をことさらに煽るような、反日感情増幅施設等については、正しい相互理解を阻害するものであり、見直しまたは廃止を強く要求すべきである。

(3) 中国の軍事大国化への懸念を示し、主権侵害、暴力行為などに類する事柄については形だけの抗議で鉾を収めるのではなく、必ず強く抗議し謝罪を求めるべきである。言うべきことを言わずして正しい相互理解は有り得ない。

(4) 竹島、尖閣諸島などの帰属については、国際司法裁判所を通じた解決がフェアであり、付託に応じるよう中国・韓国に強く求めるべきである。また、日本の立場、中韓両国の対応を広く国際社会に訴え続けるべきである。

提言Ⅲ. 未来志向で考え戦略的に取り組む

(1) 対外関係構築には戦略的に取り組むべきである（中国・韓国の自由民主化あるいは自由民主の擁護に資する方向での国際協力、海外広報の強化など）。

(2) 国のリーダーは勿論のこと、国・自治体・企業等あらゆる組織が、また個人個人が、政治・経済・学術・文化・スポーツ・観光など幅広い人的交流を展開することが必要である。特に、各層において、若き頃より交流によってお互いの理解を深め、個人的友誼を通じることが非常に重要である。

(3) 意見・認識の表明が一方的且つ短絡的な妄言批判を浴びないような、第三者を含めた学者・経済人同士の自由な歴史共同研究と言論表明の機会が望まれる（例、日中米三極シンポ）。

§おわりに

未来志向と相互主義に基づく率直な主張の展開が「反日」への有効な処方箋であると信じる。加えて、中国の覇権主義を思わせる状況と韓国の北朝鮮迎合的な傾向に対しては、両国とのより良き関係構築の観点から、政府・議員・官僚はより毅然とした態度で外交交渉に臨むことが肝要である。経済人も、また然るべく民間交流に努めるべきである。我々関西経済同友会も、自らの交流事業を通じ、従来以上に中国・韓国とのより良き関係構築に貢献していく決意である。

目 次

提言要旨

はじめに.....	1
-----------	---

問題の所在・対応方向と解決すべき主な課題

I. 歴史認識に関わるもの.....	2
II. 相手国による非友好的な行為.....	3
III. 歴史的感情に関わるもの.....	4

提言

提言 I. 国として近現代史の教育にもっと注力する.....	4
提言 II. 客観的な議論をし、相互理解を深める努力をする.....	6
提言 III. 未来志向で考え戦略的に取り組む.....	7

おわりに.....	9
-----------	---

調査企画部会開催実績.....	10
-----------------	----

調査研究内容.....	10
-------------	----

参考.....	20
---------	----

参考文献.....	26
-----------	----

愛国主義教育模範基地リスト.....	28
--------------------	----

平成 17 年度 調査企画部会名簿.....	30
------------------------	----

「歴史を知り、歴史を超え、歴史を創る」 ～より良き日中関係・日韓関係に向けて～

§はじめに

我が国は、中韓両国と国交回復以来一貫して、経済協力・産業協力・貿易・投資などを通じ、両国の発展に貢献できるよう真摯に努力を続けてきた。我々関西経済同友会としても、「関西・上海経済会議」、「上海幹部研修」、「大韓民国訪問団」など民間外交の積み重ねを通じて、東アジアの中核をなす、日中・日韓の関係良化に努力を傾注してきた。ところが残念なことに、このところ隣国の対日姿勢が尋常ではない。

中国では、勢いを増す反日教育、軍備増強、原潜による海域調査と日本領海侵犯、反日デモと日本公館への投石等の黙認、東シナ海排他的経済水域中間線近くでのガス田開発、突然のトップ会合キャンセルなど。一方、韓国では、「日帝強制占領下反民族行為の真相糾明に関する特別法」（通称「親日反民族特別法」）等の制定（P25（14）、P26（15）参照）、竹島の実力支配、日韓基本条約の見直しの動きなど、気になる出来事が続いている。両国とも国際社会への貢献に向けた日本の国連安全保障理事会常任理事国入りにすら反対している。さらに、首相の靖国神社参拝、教科書の記載事項などを捉え、「歴史認識が間違っている」、「謝罪が足りない」として、執拗な日本非難はとどまらない。こうした言行は、「隣人とは揉め事が多い」では済まされない。

今後、日本が、東アジア共同体を志向するにせよ、アジア太平洋という枠組みのもとで平和と発展を図るにせよ、現下の日中関係・日韓関係は、その最大の阻害要因となり得るであろう。

「善隣友好」の行く末が危ぶまれる事態を憂慮し、我々は、本年度の調査研究活動を通じ、上に列挙した事象の本質を探り、対応方向と解決すべき主な課題を模索した。その結果、日中関係・日韓関係のより良き未来を拓くため、下記3つの提言をまとめた。

- I. 国として近現代史の教育にもっと注力する
- II. 客観的な議論をし、相互理解を深める努力をする
- III. 未来志向で考え戦略的に取り組む

歴史認識を問われている割には、政府高官も含め、日本人が自らの歴史をよく知らないという反省に立ち、歴史をわきまえた上で、言うべき

ことは言い、悠久の歴史の中で、未来を志向した物の考え方で事に処して行こう、というのが本提言の趣旨である。ひとことで言い表せば、「歴史を知り、歴史を超え、歴史を創る」ということになる。

§ 問題の所在・対応方向と解決すべき主な課題

I. 歴史認識に関わるもの

(問題の所在)

中韓両国が下記の主張を外交カードとして使っている。曰く…「日本は中国の一部と朝鮮半島を侵略・植民地化し、両国国民に多大の苦しみを与えたが、歴史教科書の記述等では、自衛のための戦争であったと強弁している。一応の公式謝罪はあるが、日本の要人の不規則発言があとを絶たず、被害者の気持ちに無理解であり反省が足りない。(P11③参照) 日本はサンフランシスコ平和条約の締結により極東国際軍事裁判を受け入れているのであり、いわゆる A 級戦犯を合祀する靖国神社に首相や閣僚が参拝することは納得できない。侵略戦争を美化するものである。」

それに対して、識者が日本の歴史認識を開陳しても、即座に「妄言」とであると猛烈に批判され、立往生し、確立された歴史認識を持たない国民太宗の応援演説が無いまま、節度ある生産的な議論に行き着かないという現状がある。大臣などの発言の場合には、野党の国会対策戦術とも相俟って、引責辞任という必要以上の醜態も繰り返されてきた。(P12③(b)参照)

また、自国の近現代史を詳しく教えないという戦後教育が招来した結果として、日本人が、自国の歴史に対する確固たる自信、「司馬史観」に横溢する日本国民としてのアイデンティティー・倫理観を喪失している。それがまた、生煮えの歴史対話、堂々たるにあらざる外交交渉の淵源ともなっている。

(対応方向)

いわゆる歴史認識問題は、古今東西、地球上に数多存在する普通の事象であり、過度に拘泥する必要は無いと思われる。ましてや、ヘーゲルが言う如く、「国家という枠組み、歴史家の精神があって初めて、個別の事象・素材が捌かれ、歴史として語られる—いわば、思想が行為の意味を決定する」なら、事実そのものよりも事実をどう解釈するかの問題であるから、民族によって歴史認識が異なって当然である。

然しながら、総論でなく、個別の歴史テーマについては、誤解・無理解の再生産に繋がらないよう、やはり丹念に事実を解きほぐしていく必要がある。中国・韓国からの非難に対しては、我々自身が自らの認識を

披瀝できるよう、近現代史についての理解を深めておく必要がある。先ず個々の日本人が自分なりの歴史認識を持った上での対話でないと、主張無きままでは、彼我の差異も認識できない。自己見解無く、先ず相手の言うことを聴く、という態度では、結果的に譲歩ばかりで士気があがらない。

(解決すべき主な課題 I)

政府高官も含め、日本人自身が歴史を知らない

II. 相手国による非友好的な行為

(問題の所在)

中韓両国は、特定の施設や教科書で反日教育を行い、反日的な国民を育成している。(P13⑤,P20(2),P21(3),P28～29 表参照) 中国では、アジア杯サッカー時に群集が無礼な態度をとったり、日本公用車を破壊したり、常任理事国入り反対など特定のテーマで反日デモがあった折に日本の公館が投石により損害を蒙ったが、中国政府は、それら事件への謝罪を行っていない。瀋陽の日本国総領事館での主権侵害についても同様である。韓国においては、「親日反民族特別法」等を制定したり、竹島を実力支配するに及んでいる。(P13④参照)

(対応方向)

中国や韓国の政権が、反日感情を体制維持のために利用し、自国の教育でそれを更に煽っているように映る現状について、また、領海侵犯、日本国公館における主権侵害や毀損行為、中国自身の軍事大国化懸念などについては、毅然とした態度で臨み、正しい相互理解促進の観点から、修正・謝罪・透明化を率直に求める。

また、国際法・条約などに照らして徹底的に議論・説明する必要がある。各々、主張の根拠とする事実の選択・認知・解釈が異なっており当事者間の議論では容易に結論がつかない場合には、例えば、国際司法裁判所など第三者機関での公平な判定に委ねることが、日本の提案であり方針であることを国際世論に訴え続けることも賢明な方策である。

(解決すべき主な課題 II)

中国・韓国の国内政治的な背景に基づき、一方的に日本が批判されている中で、適切に反応・反論ができていない

Ⅲ．歴史的感情に関わるもの (問題の所在)

日中・日韓の長い交流史において、相対的には短い期間の出来事に起因して、理屈を超えた特殊な感情群が存在する。(P15⑨⑩参照) 中国では、日中の経済的発展が逆転したことが、文明史を顧みした場合、中華思想にとって許せないと言う感情、また日本の軍国主義復活への猜疑心と不信感などが残っているとされる。(P15⑨参照) 韓国では、自力で独立を果たせなかった無念さと、いわゆる“日帝”に支配され併合されてしまったことに対する「恨(はん)」感情が根付いているとも言われる。(P15⑩参照)

(対応方向)

長い歴史の中で、日中間・日韓間の不幸な関係は、寧ろほんの短い間のことであった、という事実を再確認し且つ共有するとともに、歴史的な感情の痼りについては、『未来志向』で乗り越える以外にほぐす方法は無いと思われる。

首脳会談などでも『未来志向』という言葉が使われるが、『未来志向』という言葉でお茶を濁して問題を先送りすることがあってはならない。緊急を要する「現在」の問題として取り組まなければ、永遠に相互理解・連携というものは進まないと考える。『未来志向』で取り組みの内容を明確にし、相互の良好な信頼関係を構築することが極めて重要である。

(解決すべき主な課題 Ⅲ)

理屈を超えた感情が痼り(しこり)として存在する

§ 提言

提言Ⅰ．国として近現代史の教育にもっと注力する

「歴史を鑑として」という言い方で、歴史認識が問われる中で、日本の歴史教育において、近現代史はあまり詳細に教えられていない。ましてや現代史に至っては、そこまで辿り着かないという場合もある。近現代史の学習を通じて将来の日本を担う若者達に未来の国家ビジョンを考えさせることは重要である。入試問題にも頻出するぐらい日本自身が近現代史の教育にもっと注力すべきであり、そのためには下記(1)から(4)に記載する内容の歴史教育改革を行なうべきである。

(注) 近代史：1853 年ペリー来航～1945 年終戦まで
現代史：1945 年終戦～

- (1) 高等学校学習指導要領に下記の項目を網羅し、詳細に教えるべきである

近代史

- ① 日清（1894-95 年）・日露戦争(1904-05 年)開戦の背景・経緯・世界史的意義
- ② 日韓併合(1910 年)
- ③ 満州事変(1931 年)と満州国建国(1932 年)
- ④ 盧溝橋事件(1937 年)と日中戦争(1937-1945 年)
- ⑤ 日米開戦(1941 年)の背景と経緯

現代史

- ① 極東国際軍事裁判(1946 年)（裁判の法的根拠、いわゆる A 級戦犯とは何かなど）(P22(4) 参照)
- ② サンフランシスコ講和条約(1951 年)(条約 11 条の解釈：判決受理の意味、刑の執行、国会赦免決議の歴史) (P16⑫、P22(5)参照)
- ③ 日米安全保障条約(1951 年)
- ④ 日韓基本条約(1965 年)
- ⑤ 日中共同声明(1972 年)および日中平和友好条約(1978 年) (P23 (8) 参照)

- (2) 近現代史教育は卒業までに必ず完了すべきである
高等学校においては、上記の項目を含めて近現代史教育を卒業までに完了すべきである。

- (3) 戦後 60 年の歴史、平和国家日本の歩みを教えると同時に、世界にも知らしめるべきである

日本は、第二次世界大戦後 60 年間一貫して、平和国家として、専守防衛に徹し、ODA（政府開発援助）やPKO（国連平和維持活動）のみならず、産業協力やさまざまな活動を通じて、中国・韓国などのアジア諸国をはじめとする世界の平和と安定に積極的に貢献し続けてきた。その日本の歩みをしっかりと教えると同時に、世界にも知らしめるべきである。

- (4) 中学校の歴史教育内容も適切に見直すべきである

中学校においても、上記と同様の趣旨に沿って、学習指導要領を改善し、教育内容を適切に見直すべきである。

加えて、教師自身が近現代史をよく勉強しなければならないのは言うまでも無い。また、社会人に対する生涯学習の一環として近現代史の学習を盛んにするべく環境整備に努めるべきである。更に企業においても、近現代史学習を社内研修プログラムに追加したり、海外赴任予定者に対して必須項目として位置づけるなど、各企業としての社員教育に組み込むべきである。

提言Ⅱ．客観的な議論をし、相互理解を深める努力をする

(1) 先ずは互いに認識の差異を理解し合い (agree to disagree)、お互いの立場を尊重し、内政不干渉を原則とする

- ① 日中間においては、1972 年国交正常化以来、「内政に対する相互不干渉」の原則が確認されてきた。従って、その原則通り、靖国問題など内政に関する諸問題については相互不干渉とすべきである。(日中共同声明 (72 年)、日中平和友好条約 (78 年)、「平和と発展のための友好協力パートナーシップ」日中共同宣言 (98 年)、P23(8)参照)
日韓間においても、正式に明文化された文書はないが、日中間と同様に「内政不干渉の原則」が適用されるべきである。たとえば、国家の為に殉死した人の祀り方には、その国々のやり方があり、自国内で決めるべきことである。(P14⑦,P23 (9),P24 (10) (11)参照)

- ② 日本は教科書検定基準の「近隣諸国条項」に基づき、近隣アジア諸国との間の近現代の歴史事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から配慮を行っているが、反って正しい相互理解を阻害するような過度な配慮は避けるべきである。(P24(12)参照)現状では、他国の無用な干渉を惹起し、歴史教科書検定の最終判断基準を、他国に譲る実態となっている。(P14⑥、P25(13)参照)

(2) 学術的客観性に欠ける歴史記述等の修正・廃止を強く要求する

内政不干渉を原則とするものの、学術的研究成果から客観的に判断して妥当と思われる解釈から著しく遊離し、且つ反日思想をことさらに煽るような、反日感情増幅施設(南京の侵華日軍南京大屠殺遇難同胞紀年館、ソウルの独立記念館など、P28～29 表参照)等については、正しい相互理解を阻害するものであり、即刻見直しまたは廃止されるよう強く要求すべきである。加えて、近隣諸国への配慮も求めるべきである。反日教育は、中韓両国の国民の本来の賢明な判断力を狂わせ、かつ不適切な先入観を植え付ける恐れがあり、日

中韓を含め東アジア共同体を目指そうとする諸国の将来にとってマイナスである。

(3) 率直に主張し、内容によっては強く抗議する

中国の軍事費の増嵩については、相互主義に基づき、内容の透明性を求め、軍事大国化への懸念を示すべきである。(P15⑧参照) また、瀋陽での日本総領事館での脱北者連行による主権侵害、原子力潜水艦による領海侵犯、北京・上海の日本国公館への暴力行為、サッカー・アジア杯決勝戦終了後における日本の公用車破壊などに類する事柄については、形だけの抗議で鉾を収めるのではなく、必ず強く抗議し謝罪を求めるべきである。言うべきことを言わずして、正しい相互理解は有り得ない。

(4) 領土問題などは国際社会に訴えつつ、第三者機関を通じた解決を目指す

竹島、尖閣諸島などの帰属問題については、中立な第三者機関たる国際司法裁判所を通じた解決が最もフェアであり、そうした付託に応じるよう、中国・韓国に強く求め続けるべきである。また、この解決方法を促進すべく、本問題における日本の立場（史実に基づく領土帰属に関する認識、国際司法裁判所の判断にすべて委ねる方針）、中韓両国の対応状況（一方的な「領海法」の制定、実力支配の状況、正当な解決方法たる国際司法裁判所への付託に応じない状況、等）を広く国際社会に訴え続けるべきである。

(参考) 竹島：領有権を巡り、1954年9月および1962年3月国際司法裁判所(ICJ)に提訴することを提案したが韓国政府は応じなかった（韓国の同意がなければICJ管轄権は設定されない）。(外務省HPより)

(参考) 尖閣諸島：いわゆる歴史的、地理的ないし地質的根拠等として挙げている諸点はいずれも尖閣諸島に対する中国の領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とはいえない。(外務省HPより)

(参考) 尖閣諸島の領有権：1978年日中平和友好条約締結時、鄧小平副首相は「尖閣諸島の領有権問題の棚上げ」を提案し、日本政府も譲歩した。しかし、中国は約束を破って、1992年2月制定の「領海法」に釣魚島（尖閣諸島）や南沙群島の領有を明記した。

提言Ⅲ．未来志向で考え戦略的に取り組む

(1) 対外関係構築には戦略的に取り組むべきである

すでに緊密な関係にある日中および日韓経済関係を、EPA締

結などを通じて、さらに深化・発展させるとともに、中国・韓国の自由民主化あるいは自由民主の堅持に資する方向で国際協力を推し進めるなど、より戦略的に関係構築に取り組むべきである。例えば、通信・交通インフラの更なる整備への支援、人材育成への支援などが挙げられる。同時に、中国・韓国への国際協力や産業協力などの貢献実績を世界に知らしめるべく、海外広報の強化を図るべきである。また、中国についてはWTO加盟に伴う情報産業の自由化予定を早めるよう求めていくべきである。

(2) 一層活発な人的交流を展開する

国のリーダーは勿論のこと、国・自治体・企業等あらゆる組織が、また個人個人が、政治・経済のみならず、学術・文化・スポーツ・観光など、幅広い分野での人的交流を展開することが必要である。

特に、各層において、若き頃より交流によってお互いの理解を深め、個人的友誼を通じることが非常に重要である。それは、長い歴史の中で、日中間・日韓間の不幸な関係は、寧ろほんの短い間のことであった、という事実を再確認し且つ共有することにも繋がる。

(参考) 関西経済同友会では「関西・上海経済会議」、「上海幹部研修」、「大韓民国訪問団」など、経済界における幅広い国際交流を重ねている。

(P20(1)参照) 観光面では、関西の経済6団体主導で「関西国際観光推進センター」を設立し、官民の協力により外国人観光客誘致を推進している。

(参考) 1876年金子堅太郎は、ハーバード大学法科大学に入学。同窓生には後のアメリカ大統領セオドア・ルーズヴェルトがおり、親交を結ぶ。日露戦争中には渡米して、ハーバード大学時代の級友ルーズヴェルト大統領に接触し、アメリカ国内の対日世論工作を担当、日本の国益に大いに貢献した。

(3) 学者・経済人同士の歴史研究を促進する

意見・認識の表明が一方的且つ短絡的な妄言批判を浴びないような、第三者を含めた学者・経済人同士の自由な歴史共同研究と言論表明の機会(例、日中米3極シンポジウム、(P20(1)参照))が望まれる(P16⑬参照)。第三者もメンバーに含め、研究内容を世界に公開しながら、進めることが肝要である。特に、次世代を担う日中・日韓の若手研究者の活発な交流を促進することが重要である。(例、日韓次世代学術フォーラム)

さらに、中国や韓国に在る日本大使館・領事館などを利用して、日本文化や政治経済状況など中国・韓国の一般市民に対し情報提

供と交流をする広報機能の場を新設もしくは強化することが望まれる。

(注)「日韓次世代学術フォーラム」：東西大学（韓国・釜山廣域市）の主管の下、次世代をリードしていく日・韓両国の大学院修士・博士課程在学中の若手研究者に、お互いの研究課題および研究分野を紹介し、研究者間の活発な情報交換を図る場を提供することを目的として、2004年に設立された。

§ おわりに

本提言では中国と韓国の「反日」に対する方策を検討したが、その過程で明らかになったことが二つある。

一つは、同じ「反日」でも、中国のそれは「反政府」を防ぐための、中国共産党の立党基盤再確認としての「反日強化」であり、韓国のそれは、朝鮮戦争を知らない親北世代の「反米・反日」である、ということである。解決への方向性として表現すれば、いわば、中国については“自由民主化”であり、韓国については“自由民主の堅持”である。

もう一つは、エネルギー確保のためのシーレーンを考えたとき、中国が台湾の重要性を再認識し、来るべき時に備え、軍備の近代化を通じて、狭くは東シナ海、南シナ海、広くは太平洋の制海権を志向している節があるということである。上述のごとき韓国の親北化を併せて考えれば、由々しき事態である。

アヘン戦争・アロー戦争・清仏戦争・日清戦争・北清事変と、列強に苦杯を嘗め続けた中国が、近年の経済力を背景に近代的軍事力を整備し、覇権を求めぬという日中共同宣言に違背し、覇権国家を目指すのではないかと見る向きがある。おりしも、台湾の陳水扁総統も「国家統一綱領」を廃止し、台湾海峡のきな臭さが増大している。隣国日本としては自らの発展を左右する重大事として叡智ある対応が望まれる。

本提言で主張した、『未来志向』と『相互主義』に基づく率直な主張の展開が「反日」への有効な処方箋であると信じることに加えて、中国の覇権主義を思わせる状況と韓国の北朝鮮迎合的な傾向に対しては、両国とのより良き関係構築の観点から、政府・議員・官僚はより毅然とした態度で外交交渉に臨むことが肝要である。経済人も、また然るべく民間交流に努めるべきである。

我々関西経済同友会も、自らの国際交流事業を通じて、従来以上に中国・韓国をはじめ、アジア太平洋諸国とのより良き関係構築に貢献していく決意を新たにして、本報告を終えたい。

(注)・アヘン戦争(1840～42年)：アヘン輸入をめぐるイギリスと中国(清)との戦争

- ・アロー戦争(1856～60年):アロー号事件をきっかけに起こったイギリス・フランスと中国(清)との戦争
- ・清仏戦争(1884～85年):ベトナムをめぐるフランスと中国(清)との戦争
- ・日清戦争(1894～95年):朝鮮(李氏朝鮮)をめぐる日本と中国(清)との戦争
- ・北清事変(1900年):中国でおこった義和団の乱を列国連合軍が鎮圧した戦争

調査企画部会開催実績

1	三谷太一郎	東京大学 名誉教授	2005年9月8日	近代日本の対外関係と 対外意識
2	戸毛敏美	関西外国語大学 外国語教授	2005年9月12日	中国の対日観形成の根底に あるもの
3	五百旗頭真	神戸大学大学院 法学研究科教授	2005年11月11日	近代日本の歴史的評価と、今後 の対アジア関係の再構築
4	小此木政夫	慶應義塾大学 法学部教授	2005年12月20日	日韓・日朝関係の過去と現在
5	小堀桂一郎	東京大学 名誉教授	2006年1月12日	靖国問題を視点として、日中関 係の在るべき様態の構築
6	提言案骨格を審議		2006年1月27日	
7	提言案審議		2006年3月3日	

調査研究内容

① 日本の対外意識の回顧(幕末から冷戦まで)

[三谷太一郎東大名誉教授 2005年9月8日 講演より]

日本には幕末以来、日清朝三国提携を結び、西洋諸国に対抗しようとする意図があった。日清戦争・日露戦争後、韓国の保護国化・併合、満州地域の「保護国」化工作を経て、満州事変以降、地域主義的国际秩序の原理として、「大東亜共栄圏」構想を唱えるも、敗戦により挫折した。

② 歴史認識問題の非特殊性

歴史認識は、冷戦の終焉によって解凍された国際的諸問題が、かつての被支配民族から支配民族の「歴史認識」を問うと言う形で表面化した(三谷名誉教授の講演より)。従って、日中・日韓の間にのみ生じた特殊な問題ではなく、例えばロシアとポーランド・バルト三国、ドイツとポーランド・チェコとの間にも存在する。過去の経緯の再噴出という意味では、トルコとアルメニア、米国と先住民、豪州とアボリジニ、英国とアイルランドの間などにも存在する問題である。ナポレオンの評価・ヤルタ会談の評価について世界の見方は一定しない。歴史認識が一致しないからと言って、徒に焦慮する必要は無い。

③ 日本国公式謝罪の実績と要人の個人的発言

国交回復時の基本的な条約でお互いの信頼感を表明し合ったという事実に加え、下記に列挙するように、日本は何度も、いわゆる“謝罪”を行っており、政府レベルの一貫性は保たれている。一方で、下記のような多様な歴史認識と解釈に基づく、個人的発言もあり、言論統制の行き渡っている国から見れば不可解なのであろう。加えて、文明史、外交史に起因する“許せない”という特殊な感情が存するため“謝罪不足”追及に繋がっていると思われる。

(a) 公式謝罪

- 日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。(田中角栄首相／1972年9月 日中共同声明)
- 今世紀の一時期において、両国の間に不幸な過去が存したことは誠に遺憾であり、再び繰り返されてはならないと思います。(昭和天皇／1984年9月全斗煥大統領歓迎宮中晩餐会)
- わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここに改めて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。(村山富市首相／1995年8月 戦後50周年の終戦記念日)
- 今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受け止め、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを……。 (小渕恵三首相／1998年10月 日韓共同宣言)
- 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。
(2002年9月 日朝平壤宣言)
- 我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。・・我が国は第二次世界大戦後一貫して、経済大国に

なっても軍事大国にはならず、いかなる問題も、武力に依らず平和的に解決するとの立場を堅持しています。今後とも、世界の国々との信頼関係を大切にして、世界の平和と繁栄に貢献していく決意であることを、改めて表明します。(小泉純一郎首相／2005年4月 アジア・アフリカ首脳会議)

- アジア・アフリカ首脳会議・小泉首相挨拶に対する海外新聞の社説

(要旨) 繰り返される謝罪要求に対し、さすがに憤る日本世論の中、敢えて行われた小泉首相の謝罪演説を中国は正しく評価すべきである。

"Junichiro Koizumi, the Japanese prime minister, has called China's bluff. By publicly expressing deep remorse for the 'tremendous damage and suffering' inflicted by Japanese imperial forces in Asia in the 1930s and 1940s, Mr Koizumi has given Beijing the apology it has been stridently demanding ... True, Mr Koizumi's words of regret at the Asia-Africa summit in Jakarta were almost identical to an apology given by Japan a decade ago, but ... given the resentment in Japan over Beijing's constant reminders of a war that ended 60 years ago, his apology at such a public forum should not be taken lightly." (**Financial Times** Editorial, April 23, 2005)

(b) 要人の個人的発言例

- 日韓併合は、形式的にも事実上も両国の合意で成立している。日韓併合は、韓国側にもいくらかの責任なり、考えるべき点はある。(藤尾正行 文部大臣／1986年)
- 靖国神社参拝に中国や韓国が口を挟むのはおかしい。(奥野誠亮 自民党議員／1988年)
- 堂々と黙々と行けばいい。参拝は、日本の文化の問題。反対があれば黙殺すればいい。(石原慎太郎 東京都知事／2001年)
- 朝鮮の人たちが『名字をくれ』と言ったのがそもそもの始まりだ・・・ハングル文字は日本人が教えた。(麻生太郎 自民党政調会長／2003年5月)
- 無宗教の記念塔のような妙なものが建てられれば、われわれ遺族は靖国神社にもう参れなくなる。日本人が日本人を手厚く祀ることに何が文句あるのか。(江藤隆美 衆議院議員／2003年7月)
- 戦争はお互いが悪いことをしている。戦勝国だけが正しく、敗戦国が悪かったというのは誤りだ・・・東京裁判(極東国際軍事裁判)が正しかったのかを国民に訴え、世界にも発信すべきだ(森岡正宏 厚生労働政務官／2005年6月)

④ 竹島（韓国名・独島）領有に関わる歴史的事実の整理

〔下條正男・山田吉彦著作、外務省HPより〕

竹島問題は、韓国にとって最大の国際事案の一つとして位置づけられ、学校教育でも重点が置かれている。一方、日本では学校教育で殆ど扱われず、国民の関心も薄い。日韓間で事実認識が大きく違う部分は下記の通り。

1618 年 伯耆藩の大谷、村川両家が幕府から鬱陵島への渡海免許を受け、漁業を行い、アワビを幕府に献上。竹島は鬱陵島渡航への寄港地、漁労地として利用されていた。一方、朝鮮が漁業拠点として活用してきた資料は存在しない。

1693 年 大谷家の漁業船は鬱陵島で見つけた朝鮮の密航者・漁民「安龍福（アンヨンボク）」を鳥取藩・米子へ護送した。

1696 年 1 月、鬱陵島周辺の漁業を巡る日韓間の交渉の結果、幕府は「鬱陵島」への渡航禁止を鳥取藩に伝えた。但し、竹島への渡航は禁じなかった。

同 6 月、「安龍福」らが、再び密航して鳥取藩・赤碕灘に突然姿を現し、数週間滞在後、出国した。

同 9 月、「安龍福」が帰国し、国境問題を管轄する備辺司で推問された時に、（朝鮮本土東萊に居住するにも拘わらず）「我々は、もともと松島（＝現在の竹島（独島））に住んでいる」（供述調書「肅宗実録」肅宗二十二年九月戊寅条）と証言した。

この証言が「竹島」領有の韓国側判断根拠となった。従って、韓国教科書に「安龍福がここを往来する日本の漁民を追いはらい、日本に渡ってわが国の領土であることを確認させたこともあった」（韓国中学教科書 P 240）と記載されているが、日本から見ると、事実反することになる。

（注）竹島の領有権を巡り、日本政府は 1954 年 9 月および 1962 年 3 月国際司法裁判所(ICJ)に提訴することを提案したが韓国政府は応じなかった。韓国の同意がないため ICJ 管轄権は設定されず現在に至っている。

⑤ 反日教育の内容と実態（教科書、反日教育施設）

（中国の愛国主義教育実施要綱と教育実践）

1994 年 8 月 23 日「愛国主義教育実施要綱」を制定。特徴は、① 改革開放、社会主義市場経済の特徴を反映、②「実施」に重点、③ 長期的な教育システムの確立、④ 実行可能性を重視。当要綱を制定以後 10 年間、「愛国主義教育模範基地」を 200 ケ所公示（P28~29 表参照）し、「公民道德建設実施要綱」の制定（2001 年 9 月）など小学校か

ら大学まで愛国主義を民族意識の核心として具体的な教育方法を導入し強化してきた。

（中国の歴史教科書の特徴）

〔「中国韓国の歴史教科書に書かれた日本」別冊宝島編集部編、「ここがおかしい中国・韓国歴史教科書」日本政策研究センターより〕

国定教科書ではなく、中高とも 8 種類が存在。教科書使用は、学校側に裁量権を与えられている。反日教育を強く進め、いわゆる「南京大虐殺」「盧溝橋事件」は当時日本軍が行なったとされる写真を掲載し、日本を批判している。一方、いわゆる「従軍慰安婦」と「七三一部隊」はほとんど取上げられていない。

（韓国の歴史教科書の特徴）

〔「中国韓国の歴史教科書に書かれた日本」別冊宝島編集部編、「ここがおかしい中国・韓国歴史教科書」日本政策研究センターより〕

基本的に国定教科書。韓国は「植民地としての歴史」と南北国家分断という現状を抱えている。ゆえに、反“日帝”教育という側面に加え、さまざまな外圧に抵抗し、民族の尊厳を守り続ける人々がいたという民族主義的愛国精神の強調が目立つ。また、外国軍による残虐行為とされる写真は一切無いが、日本と認識が全く異なる、いわゆる「従軍慰安婦」と「竹島（独島）」（P13④参照）を大きく取上げている。

⑥ 扶桑社の教科書の内容（P25（13）参照）

巻末に記すように扶桑社「改訂版 新しい歴史教科書」を調査研究した結果、中韓からの種々の批判は当たらないことが分かった。2005 年 4 月 5 日文部科学省の中学校教科書検定に合格した同教科書への批判が、国内外とも相変わらず烈しいが、その内容を十分に検証しないままに、批判をしている傾向も伺える。

⑦ 靖国神社（P23(9), P24（10）(11)参照）

靖国神社問題について、日本国民が明確にしておかねばならないポイントが下記 3 点ある。①殉国者を祀る場所・方法についての国民的合意と確認 ②為政者が参拝することの政教分離の観点からの合憲・違憲判断 ③為政者が参拝することへの中国・韓国からの批判と干渉をどう受け止めるか。①については、靖国神社の歴史を知ることと国民的議論を深めることが必要である。②については最高裁判所が示す判断に従うべきである。③については、日韓併合や日中戦争の実情、極東国際軍事裁判など、サンフランシスコ講和条約、日中・日韓の条約、いわゆる A 級戦犯とは何か

など、歴史をよく知ることが重要である。また彼我の死生観、宗教観の再認識などが必要である。

(注) 中国が、いわゆるA級戦犯合祀を問題視し、首相による靖国神社参拝を批判し始めてきたのは、1985年8月中曽根康弘首相が公式参拝した時からである。いわゆるA級戦犯が合祀された1978年10月以降 大平・鈴木首相は12回に亘り参拝した。その後、中曽根首相の参拝が1982年12月から1985年8月の期間に10回に及んだ。これらの事実から判断して、中国の参拝批判は政治的に途中から作り出された外交の交渉カードと考えるのが自然である。

⑧ 中国の軍事力増強に関する報告等

米国防総省の中国に関する軍事報告書 (The Military Power of the People's Republic of China, Secretary of Defense) によると、「2005年の中国軍事費予算は299億ドルで、1997年予算の5倍に相当、1989年以降毎年10%以上の伸びを示している。中国は米国・ロシアに次いで世界第三位の軍事費支出国であり、2025年までに軍事費は3倍以上に増大する。実際の軍事費は2~3倍であるとも推計される。」この報告通りだとすると、急速な軍の近代化と人材育成に努める中国の軍事力増強には憂慮すべきものがある。

中国は2005年3月、「反国家分裂法」を成立させ、中台問題の解決のためには非平和的な方式による措置も排除しないと規定し、武力行使に法的根拠を与え、2005年8月には、山東半島でロシアと1週間にわたる合同軍事演習を実施した。

⑨ 中国の対日観の根底にあるもの

[主に戸毛敏美関西外国語大学教授 2005年9月12日 講演より]

中国は“抗日”で歴史上初めて国が一つに纏まった。中国共産党立党理念としての抗日・反日。中国国歌で日本軍を思い出す。日本軍国主義は世界人民共通の敵。戦争を発動した軍国主義者と被害者(一般日本人・中国人)を区別する。中華思想にとって許せない日中間の繁栄レベル・国力の逆転。日本の高度成長は朝鮮・ベトナム特需のおかげに過ぎない。有人宇宙飛行船の成功で日本に対する優越感を回復。日章旗を膏藥旗と揶揄する心情。

⑩ 韓国の対日観の根底にあるもの

[西尾幹二氏・八木秀次氏・呉善花氏著作等より]

中国の属邦である日本に併合されたことに対し、中華文明の正當なる体现者である朝鮮民族として、あってはならないことが起こってしまったとする無念さ。日本に併合されずに独力で国作り

をしていたら、もっと発展していた、という思いが払拭できない。日本統治時代に過酷な支配の中で頑張って「独立戦争」を戦ってきたという「よくやった観」、「がんばった観」が韓国人の歴史観、抗日史観である。「恨の民族」の精神性などが、意識の底で強く結びついて反日幻想の基盤を形作っている。

⑪ 近代日本の歴史的評価と今後のアジア関係の再構築

〔五百旗頭真神戸大学大学院教授 2005 年 11 月 11 日 講演より〕

岸、池田、吉田の歴代総理は、アジアのリーダーたるところを見せてきた。それが、米国における日本の評価の重要な要素であった。福田ドクトリンの下、日本は東南アジア全域に対する準賠償の位置づけとして、ODAによるインフラ整備と日本企業による直接投資を行ってきた。それらを通じて、東南アジア諸国が輸出国になるまで寄与してきた。結果、過去の戦争について、東南アジアとは「静かなる和解」、韓国とは、「歴史的和解」を遂げた。しかし、中国との和解は難しい。小さなことで揉めるよりも大きな協力関係を軸にやっていくべきである。日本は、アメリカとの協力関係を大切にしつつ、アジア周辺諸国との良い関係構築に努力すべきである。

⑫ サンフランシスコ講和条約に基づく戦争犯罪人の国会赦免決議

1952 年 4 月 28 日サンフランシスコ講和条約が発効。同条約第 11 条に対応して、「平和条約第 11 条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和 27 年法律第 103 号）」が制定され、拘禁されている戦犯の釈放の動きが出てきた。1952 年から 1955 年まで戦争受刑者の釈放・赦免に関する国会決議が 4 回に渡って可決された。このような事実は、あまり知られておらず、歴史教育の中でも教えられていない。（P22(4)(5)(6)(7)参照）

（参考）「戦犯在所者の釈放等に関する決議案（昭和 27 年 6 月 9 日）」過半数起立可決、「戦争犯罪による受刑者の釈放等に関する決議案（昭和 27 年 12 月 9 日）」起立多数可決、「戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議案（昭和 28 年 8 月 3 日）」異議なし可決、「戦争受刑者の即時釈放要請に関する決議案」（昭和 30 年 7 月 19 日）異議なし可決。

⑬ 歴史共同研究の有効性

学者同士なら、歴史認識について、理解して貰える事柄もあり、年月はかかっても共同研究を続けるべし（第 1 期日韓歴史共同研究委員会日本側座長三谷太一郎東京大学名誉教授）。但し、これは言論の自由が基本的には保障されている韓国だから言えることであろう。イ

ンターネット規制をはじめとして、メディア・コントロールが徹底している中国（※）では、現政権を正当化する単一の歴史認識を全人民が持つことを要求されると思われる。また歴史研究の自由や学説の多様性、学問の民主性が保障されているかどうか不明である。真に有益な歴史共同研究の実施の可能性が望まれる。（※何清漣著 中川友訳「中国の嘘」扶桑社刊より）

⑭ 日韓関係への戦略的な対応の必要性

〔小此木政夫慶應義塾大学教授 2005 年 12 月 20 日 講演より〕

韓国の反日デモは、右翼民族団体のパフォーマンスであり、体制批判要素を含む中国の反日デモとは本質的に異なる。民主主義と市場経済を共有する国家として付き合い、F T Aを締結することが連帯感を深めるであろう。靖国神社参拝・歴史教科書・領土問題を切り離し、個別に対応する智慧が要る。未来に向けた共通の目標を持ち、日韓が協力して、中国の民主体制移行を促すことが大事。豊かさに慣れた 2033 世代は意外に保守的で、現政権の左傾化を主導する 386 世代や親北・反米思想の主体思想派とも異なる。

（注）386 世代： 1960 年代の生まれ、1980 年代に大学生で学生運動に参加し、30 代後半から 40 代前半の世代。最近では、2002 年第 16 代大統領・盧武鉉の支持基盤の中心となった。

2033 世代：20～33 歳の躍動的な消費者グループを称す新造語

⑮ 東京裁判について

〔小堀桂一郎東京大学名誉教授 2006 年 1 月 12 日 講演より〕

首相の靖国神社公式参拝は目的効果基準に従えば政教分離原則を謳う憲法 20 条に違反しない。一部の軍国主義者が悪者で一般の日本国民は被害者であり免責されるべきという東京裁判起訴状にある考え方、いわゆる「分断作戦」を日中国交正常化の際、周恩来も採用した。東京裁判は事後法に基づく見せしめであり裁判の体をなしていないゆえ、いわゆる「A 級戦犯」なるものは存在しない。本来の国際法に基づけば、絨毯爆撃・原爆投下をした米国こそが糾弾されるべきである。南京事件は原爆投下と同程度の罪を日本に着せたい米国の策謀に後の中国が悪乗りしたもの。盧溝橋事件は日本と国民党との戦争を画策した中国共産党による陰謀である可能性が高いが、日本の無実が露見することを懼れた連合国が藪蛇と見て東京裁判での事実追及を中止した。後にマッカーサー自身が日本の戦争は侵略戦争ではなく自尊自衛の戦争であったと米国上院外交委員会で証言している。

⑩日本の対中外交の基本―大乗的見地からの解決

[小堀桂一郎東京大学名誉教授 2006年1月12日 講演より]

日本は侵略国であり中国共産党は抗日戦争を指導した偉大な党であるという基本が崩れることを中国共産党は極度に警戒し、反日教育に血道を上げている。外交は法と理性に基づくべしと中国に目覚めさせることが環太平洋圏の平和と安定の鍵である。「靖国」はそれに到る中国にとっての練習問題である。いわば大乗的見地から、そう心得ることが対中外交の基本である。

⑪中国海軍の日本近海調査

[「中国の安全保障戦略」平松茂雄著 勁草書房刊より]

1999年中国海軍の情報収集艦が九州・本州を一周し、対馬海峡、津軽海峡、大隈海峡、の公海及び首都圏の犬吠埼沖合い海域で各種の海洋調査、情報収集活動を行った。日本政府はこれに抗議すると同時に、河野洋平外相が中国政府に対して「中国が日本近海で海洋調査を希望するなら事前に申請して日本政府の正式許可を得て欲しい」と要望した。この馬鹿げた「お墨つきを与える」提案により、日中間に事前通報制度が出来上がり、中国は堂々と東シナ海日本海側海域の調査を遂行した。

21世紀に入ると、中国は、東は小笠原諸島・硫黄島から西は南西諸島に至る太平洋の広範な海域で調査を行った。さらに沖の鳥島周辺の日本の排他的経済水域でも、我が国の抗議・停止要請を無視し、潜水艦の展開・機雷の敷設に関する調査を行った。

2004年11月には中国海軍の原子力潜水艦が日本の先島諸島領海を侵犯した。日本の海上自衛隊の対潜哨戒に発見・追跡され、潜航したまま太平洋海域から先島諸島の領海を侵犯して東シナ海に抜け、東シナ海の日本側海域を通過して中国に帰った。中国海軍は東シナ海だけでなく太平洋に至る日本周辺海域について詳細な知識をもっていること、中国の潜水艦の操艦能力が高いことが明らかになった。

中国が台湾を統一するとき、中国は大陸間弾道ミサイルによる米国主要都市核爆撃の威嚇により、米軍の台湾支援を断念させ、台湾周辺海域への潜水艦展開と機雷敷設による、米海軍空母機動部隊の台湾接近阻止を意図している。中国は軍事力を後ろ盾にした外交手段で、台湾統一、日本併呑、東アジア・西太平洋に至る、戦略的辺疆の拡大を意図している。

⑱蘆溝橋事件の真相

〔「大東亜戦争への道」中村繁著（展転社刊）より〕

昭和12年7月7日夜10時40分頃、蘆溝橋近くで空包・鉄兜着用無しの演習を終了した日本の支那駐屯歩兵第一連隊第三大隊第八中隊に対して、突如数発の銃弾が永定河畔堤防の竜王廟付近より撃ち込まれた。この時、野地第一小隊長らは、堤防上の中国兵と蘆溝橋城壁の中国兵の間に、懐中電灯の点滅信号が交わされるのを目撃した。これは、堤防上の中国兵と蘆溝橋城壁の中国兵の間に共謀関係があったことと、銃撃が偶発的なものでなく計画的なものであったことを示唆する。……7月8日午前3時25分、再び竜王廟方向より三発の不法射撃が行われた。既に彼我の認識が可能な時間帯での発砲は日本軍への侮辱であったが、…戦線の不拡大方針を堅持した日本軍は隠忍自重した。…然るに我軍の態度を怯懦と誤った竜王廟の中国兵は、俄然、我軍に猛射を浴びせた。我軍は反撃に移り、敵を撃滅した。敵兵の手帳点検の結果、正規兵であることが判明した。暗号書不携行であった、我軍には開戦意図が全く無かった。…中国側の「日本軍謀略説」を裏付ける証言は、当時出動していない「戦車の音が聞こえた」とか、星空であった当夜のことを「漆黒の様に暗い雨の夜」などと表現するなど嘘で固められている。…戦後、中共軍将校となった経歴をもつ葛西純一氏は、中共軍の「戦士政治課本」の中に、事件は「劉少奇の指揮を受けた一隊が決死的に中国共産党中央の指令に基づいて実行した」と書いてあるのを見たとき自らの著書に記している。

⑲韓国の北朝鮮迎合的な傾向について

〔「韓国分裂」西岡力著 扶桑社刊より〕

韓米日同盟関係自体を否定的に見る親北左派勢力が、左傾民族主義を隠れ蓑に使い、親金正日路線を強化している。盧武鉉大統領の「韓国が北東アジアのバランス」論を「韓米日の南方三角同盟は冷戦時代の秩序であり、いつまでもそこに閉じ込められることは無いという意味」と解説した政府高官がいる。この政府高官は、「隠れ主体思想派」ともいわれるぐらい親北・反米的な人で、水面下では戦略的に北朝鮮の利益を実現するための工作を行っていると言われている。2004年6月19日の陸軍士官学校における特別講演で「今後兵士を教育する時には、北朝鮮に対する敵愾心を基礎として防衛線に立つよりは、祖国に対する自負心と誇り、市民精神を基礎として立つ事がよほど強い軍隊になる」と発言し物議を醸した。また、盧武鉉大統領までも、金正日政権の核武装に関して「一理ある」と弁護している。

参考

(1) 関西経済同友会の国際交流事業例

- ・「関西・上海経済会議」：天安門事件後に停滞していた日中間の政治・経済関係の復旧・発展を目的として、1991年に関西企業トップを中心とした訪中団を派遣。その際、産官学による定期的な日中合同会議の開催を合意。1993年より2004年まで計9回上海と大阪で交互に開催。最近のテーマは、「都市の活性化―都市型産業の創造と投資環境の整備」（2002年）、「たくましく発展する関西・上海と投資交流」（2004年）。
- ・「上海幹部研修」：1997年から上海人民政府の強い要望を受けて開始した研修。毎年時宜に適った課題を設定し上海市政府より5～7名の幹部を受け入れている。最近のテーマは、「2010年上海万博成功のために」（2004年）、「上海の商業物流産業の発展」（2005年）。
- ・「大韓民国訪問団」：2003年より安全保障委員会・国際問題委員会（現在、アジア経済戦略委員会）の活動の一貫として、ほぼ毎年大韓民国に訪問団を派遣。最近の訪問団においては、六カ国協議など北朝鮮問題、在韓米軍削減、日韓 FTA など幅広いテーマを韓国政府や経済団体などと議論。
- ・「日中米3極シンポジウム」：関西経済同友会・復旦大学・ハーバード大学が主催（京都大学が協力）し、関西経済人と学術専門家がアジア・太平洋の政治・経済問題や安全保障問題を議論するシンポジウム。2004年より上海・大阪で毎年開催している。

(2) 愛国主義教育実施要綱（1994年8月23日、8章40条から構成）のポイント（前文）

愛国主義は中国人民を動員し鼓舞して団結奮闘する一つの旗印であり、我が国社会歴史の前進を推進する巨大な力であり、各民族人民の共同の精神支柱である。・・・各級の党委と人民政府、関係の部門と人民団体は・・・積極的に愛国主義教育を繰り広げなければならない。

(第1章 愛国主義教育の基本原則)

(2条) 愛国主義教育を展開する目的は、民族精神を奮起させ、民族の凝集力を増強し、民族の自尊心と誇りを確立し、最も広範な愛国統一戦線を強化発展させ、国民の愛国的情熱を、中国的特色のある社会主義建設の偉大な事業と祖国の統一・繁栄・富強への貢献に凝集させ、理想と道德と文化と規律を有する社会主義国民を育て、四つの現代化と中華振興という共通の理想のために団結奮闘させることである。

(4条) 愛国主義教育は対外開放の原則を堅持しなければならない。愛国主義は決して狭隘な民族主義ではなく、我々は中華民族の優秀な成果を継承し発揚するだけでなく、資本主義先進国を含む世界各国が創り出したあらゆる文明の成果を学習し吸収しなければならない。

(第2章 愛国主義教育の主な内容)

(6条) 愛国主義教育の素材は極めて幅広いものである。過去の歴史から現在の事象まで、物質的なものから精神的なものまで、社会生活のあらゆる面から愛国主

義教育の素材を掘り起こし、愛国主義教育の内容を豊かにしなければならない。

(7 条) 中華民族の悠久の歴史について教育

(8 条) 中華民族の優秀な伝統文化について教育

(9 条) 共産党の基本路線と社会主義現代化建設の成果について教育

(10 条) 中国の国情について教育

(11 条) 社会主義における民主主義と法制について教育

(12 条) 国防と国家の安全について教育

(13 条) 民族の団結について教育

(14 条) 「平和的統一、一国二制度」の方針について教育

(第 3 章 愛国主義教育の重点は青少年)

(15 条) 愛国主義教育は全国民に対する教育であるが、その重点は青少年

(16 条) 学校教育においては、幼稚園から大学まで愛国主義教育を徹底

(17 条) 公的機関、企業等においても、青少年に対する愛国主義教育を重視

(19 条) 青少年に対しては、テレビ・映画、書籍、音楽、演劇、美術等の手段を用いて、豊かで生き生きとした愛国主義の教材を提供しなければならない。

(第 4 章 愛国主義教育基地の建設)

(20 条) 各種の博物館、記念館、烈士記念建造物、革命戦争中の重要な戦役や戦闘を記念する施設、重要文化財、歴史的遺跡、景勝地、精神文明建設と物質文明建設の成果を示す重要建設プロジェクト、各地域の先進的な団体・組織は、愛国主義教育を実施する重要な場所であり、それらを教育基地に指定して積極的な教育活動を行わなければならない。学校は、このような教育活動を德育授業計画に組み入れなければならない。

(25 条) 愛国主義教育基地における活動は、教育対象の年齢、心理的特性、知識水準、理解能力に合わせて計画を立て、思想性と芸術性に留意し、興味深く感銘深いものを目指すべきである。重要な祝祭日や記念日に合わせた施設の見学参観、特定の教育テーマに合わせた社会見学や社会実践活動、教育基地を利用した少年先鋒隊等の活動、基地環境の美化と施設維持のための奉仕労働、見学参観に合わせた作文募集や講演会等の実施、基地での夏季・冬季キャンプなどの活動を行うべきである。

(第 5 章 愛国主義教育の社会的雰囲気の出)

(26 条) 愛国主義教育の社会的雰囲気を創り出すために、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどのマスメディアは、愛国主義の宣伝や愛国主義教育の展開に有益な報道を重視しなければならない。

(以上 岡村志嘉子・国立国会図書館調査員レファレンス 2004.12 より引用)

(3) 历史课程标准解译 (实验稿) (歴史課程標準解説 実験稿)

「教師は、関連するスライドや図表などの各種課程資源を充分に利用し、抗日戦争の歴史遺跡と抗日救国歌曲などを授業で展開し、学生に各種形式の学習探究活動の展開を通じて抗日戦争に対する感性認識を増強させ、抗日戦争が中華民族の解放戦争であったという理解を深めさせることに授業内容を結びつけなければならない。」(北京師範大学出版社、P79-80 より引用)

(4) 極東国際軍事裁判に関するアンケート

読売新聞（2005年10月27日、検証・戦争責任 特集）は、極東国際軍事裁判（東京裁判）について、どの程度知っているかを調査。名称は知っているが内容は知らない日本人が、若年層になるに従って増えているという結果が出た。「知らない」人は6割（「知らない」22%「名称は知っているが内容は知らない」38%）
年代別：「知らない」70歳以上31%、30歳代72%、20歳代85%

(5) サンフランシスコ講和条約 11 条（英文、日本語訳）

Article 11

Japan accepts the judgments of the International Military Tribunal for the Far East and of other Allied War Crimes Courts both within and outside Japan, and will carry out the sentences imposed thereby upon Japanese nationals imprisoned in Japan. The power to grant clemency, to reduce sentences and to parole with respect to such prisoners may not be exercised except on the decision of the Government or Governments which imposed the sentence in each instance, and on recommendation of Japan. In the case of persons sentenced by the International Military Tribunal for the Far East, such power may not be exercised except on the decision of a majority of the Governments represented on the Tribunal, and on the recommendation of Japan.

第十一条【戦争犯罪】

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基くの外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基くの外、行使することができない。

(6) 「戦犯の釈放・赦免」についての国会決議

1952年（昭和27年）～1955年（昭和30年）の3年間、4回に亘って「戦犯の釈放・赦免」の国会決議が行なわれた。

- ① 第013回国会 本会議 第49号 昭和二十七年六月九日（月曜日）
戦犯在所者の釈放等に関する決議案（大屋晋三君外六十三名発議）
- ② 第015回国会 本会議 第11号 昭和二十七年十二月九日（火曜日）
戦争犯罪による受刑者の釈放等に関する決議案（田子一民君外五十八名提出）
- ③ 第016回国会 本会議 第三5号 昭和二十八年八月三日（月曜日）
戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議案（山下春江君外二十四名提出）
- ④ 第022回国会 本会議 第43号 昭和三十年七月十九日（火曜日）
戦争受刑者の即時釈放要請に関する決議案（永山忠則君外二十五名提出）

(7) 恩給法および遺族援護法の改正

旧軍人・軍属、戦傷病者、戦没者遺族に対する援護は、恩給法、戦傷病者戦没

者遺族等援護法により行なわれており、処遇の改善が図られている。

① 恩給法（1923 年 4 月 14 施行）

② 戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952 年 4 月 30 施行）

（8） 日中共同声明、日中平和友好条約の一部

（日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明）

「日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。」（1972 年 9 月 29 日、北京、田中角栄 総理大臣・周恩来 総理）

（日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約）

「両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する」（1978 年 8 月 12 日、北京、園田直 外務大臣・黄華 外交部長）

（9）「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」報告書

2001 年 12 月から 1 年かけて、何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念することのできる記念碑等国の施設のあり方について検討した。以下要旨を記す。

① 追悼・平和祈念施設の必要性

- 過去の歴史から学んだ教訓を礎として、戦争・事変におけるすべての死没者を悼み、戦争の惨禍に深く思いを致し、不戦の誓いを新たにした上で平和を祈念する。
- 追悼と平和祈念を両者不可分一体のものと考え、そのために象徴的施設を国家として正式につくる意味がある。

② 追悼・平和祈念施設の基本的性格

- 政教分離原則に反することのないよう宗教性を排除した国立の無宗教の施設であること。
- 追悼の対象は、国のために戦死した将兵に限らず、また外国の将兵や民間人も、日本人と区別しない。個々の人間は追悼対象としない。

③ 追悼・平和祈念施設と既存施設との関係

- 戦没者追悼の施設として、靖国神社、千鳥ヶ淵戦没者墓苑と新たな国立の施設は、両立でき、これらの施設の存在意義を損なわない。

④ 追悼・平和祈念施設をつくるとした場合の施設の種類の種類等

- 公園風のスペースに在り、都心に近く、従来の戦争や宗教に係わった場所ではないこと。
- 名称を公募。式典内容は政府が決定する。

(10) 殉国者の祀り方について

	殉国者の祀り方	いわゆる”戦犯“		閣僚の参拝	中韓の納得性
1	宗教法人 靖国神社	現状のまま合祀		する	X
				しない	○?
2	宗教法人 靖国神社	合祀を 取下げる	A級のみ(14人)	する	○?
			A B C級全て(1068人)		○
3	宗教法人 靖国神社*	現状のまま合祀		する	X
4	無宗教 靖国神社			する	X
5	国立追悼施設	追悼の対象に含まれる		する	○

*「目的効果基準」、「政教分離原則」の弾力運用解釈、「憲法改正」により合法の場合

(11) 靖国神社参拝を巡る主な訴訟の判決

裁判所	判決日	憲法判断	参拝の性格	賠償請求	上訴
大阪地裁	2004年2月27日	判断せず	公	棄却	控訴
大阪高裁(2審)	2005年7月26日	判断せず	判断せず	棄却	上告
松山地裁	2004年3月16日	判断せず	判断せず	棄却	控訴
高松高裁	2005年10月5日	判断せず	判断せず	棄却	
福岡地裁	2004年4月7日	違憲	公	棄却	確定
大阪地裁	2004年5月13日	判断せず	私*	棄却	控訴
大阪高裁(2審)	2005年9月30日	違憲	公	棄却	確定
千葉地裁	2004年11月25日	判断せず	公	棄却	控訴
東京高裁(2審)	2005年9月29日	判断せず	私	棄却	
那覇地裁	2005年1月28日	判断せず	判断せず	棄却	控訴
東京地裁	2005年4月26日	判断せず	判断せず	棄却	控訴

* 内閣総理大臣の地位に伴う行為ではあるが「職務行為」ではない。

(参考)「目的効果基準」：日本国憲法の定める政教分離原則に適合しているか否かを判断する最高裁判例の採用する司法審査基準。津地鎮祭訴訟最高裁判決(1977年7月13日民集31巻4号533頁)で初めて示され、以後、最高裁および下級審の審査において踏襲されている。最高裁によれば、政教分離規定は、国家が宗教とある程度の関わり合いを持たざるを得ないことを前提として、その行為の目的及び効果にかんがみ、その関わり合いが相当とされる限度を超えるものと認められる場合にのみ許されないものと解すべきである、とする。

(12) 近隣諸国条項

① 「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。」(平成元年1月25日文科省告示第15号「義務教育諸学校教科図書検定基準」第三章2の(三)、ならびに平成11年4月16日文科省告示第96号「高等学校教科用図書検定基準」第二章1の(五))

②平成12年度 教科用図書検定結果に関する大臣談話より

社会科教科書の検定は、「近隣の…配慮がされていること」といういわゆる「近隣諸国条項」を含めた検定基準の全ての条項に照らして実施するものであり、今回もこの「近隣諸国条項」についても十分配慮の上実施したところである。

これまで我が国政府は、昭和 57 年の官房長官談話において、日韓共同コミュニケや日中共同声明における認識にはいささかの変化もないことを確認し、また、平成 7 年の内閣総理大臣談話において、我が国の植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対する多大の損害と苦痛を与えた事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明しているが、こうした認識は文部科学大臣としてもいささかも異なるものではない。

(平成 13 年 4 月 3 日文部科学大臣町村信孝)

(13) 扶桑社教科書の記述

[市販本新しい公民教科書 2005 年版、市販本新しい歴史教科書 2001 年版、市販本新しい歴史教科書 2005 年版などより]

- ① 領土関連：「国後島、択捉島、色丹島、歯舞諸島の北方領土、日本海海上の竹島、東シナ海海上の尖閣諸島については、それぞれロシア、韓国、中国がその領有を主張し、一部を支配しているが、歴史的に見てわが国の固有の領土である。」
- ② 日韓併合関連：「日露戦争後、日本は韓国に韓国統監府を置いて支配を強めていった。日本政府は、韓国の併合が、日本の安全と満州の權益を防衛するために必要であると考えた。イギリス、アメリカ、ロシアの 3 国は、朝鮮半島に影響力を拡大することを互いに警戒しあっていたので、これに異議を唱えなかった。こうして 1910 年、日本は韓国内の反対を、武力を背景に併合を断行した。韓国の国内には、一部に併合を受け入れる声もあったが、民族の独立を失うことへの激しい抵抗が起こり、その後も、独立回復の運動が根強く行われた。韓国併合のあと、日本は植民地にした朝鮮で鉄道・灌漑の施設を整えるなどの開発を行い、土地調査を開始した。然し、この土地調査事業によって、それまでの耕作地から追われた農民も少なくなく、また、日本語教育など同化政策が進められたので、朝鮮の人々は日本への反感を強めた。」
- ③ 南京事件：「(本文「盧溝橋事件から日中戦争へ」) 日本軍は国民党政府の首都南京を落とせば蒋介石は降伏するだろうと考え、12 月、南京を占領した。(注) このとき、日本軍によって多数の死傷者が出た(南京事件)。なお、この事件の犠牲者数などの実態については資料の上で疑問点も出され、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている。」
- ④ 徴用：「(本文「国民の動員」) 戦争末期には、徴兵や徴用が、朝鮮や台湾にも適用され、・・・また多数の朝鮮人や中国人が、日本の鉱山などに連れてこられ、きびしい条件のもとで働かされた。」
- ⑤ 創氏改名：「(本文「国民の動員」) 朝鮮半島では、日中戦争開始後、日本式の姓名を名乗らせる創氏改名などが行なわれ、朝鮮人を日本人化する政策が強められていた。」

(14) 日帝強制占領下反民族行為の真相糾明に関する特別法

[外務省HP, infogogo.com 百科事典より]

旧名、日帝強占領下親日反民族行為真相究明特別法、通称、親日反民族特別法。2004 年 12 月可決。日本軍に属した韓国人等により行われた反民族行為につき調査することを目的とした特別法である。この法律により「真相糾明委員

会」を設置し、大統領推薦 4 名、国会同 4 名、最高裁長官同 3 名による 11 名の委員が、今後 3 年にわたって「反民族行為」を調査する。「反民族行為」とは日本統治下の朝鮮総督府など行政機関で一定の地位にあった文民・軍人や、当時の独立運動家への弾圧、戦時中の戦意高揚のための活動など、広範囲に及ぶ。

(15) 親日反民族行為者財産帰属特別法

【日本経済新聞 2005 年 12 月 9 日朝刊より】

2005 年 12 月可決。日本統治時代やその直前に日本政府に協力して得た韓国民の土地などの財産を子孫から没収できるとした法案。対象は 1910 年の日韓併合条約締結の支持者や日本統治下で対日協力者の子孫が相続した土地など。

参考文献

- ・ 「第 5 回大韓民国訪問団報告書」（関西経済同友会 安全保障委員会）
- ・ 「上海幹部研修」報告書（関西経済同友会）
- ・ 高級中学課本「歴史 高中三年級」（上海教育出版社）
- ・ 高級中学課本「歴史 一年級」（上海教育出版社）
- ・ 全日制必修教育 教師用「歴史過程標準 解説」（北京師範大学出版社）
- ・ 「爱国主义教育実施綱要」（1994 年 8 月 23 日）
- ・ 「歴史」韓国国定教科書（現地）
- ・ 「若者に伝えたい韓国の歴史」共同の歴史認識に向けて（明石書店）
- ・ 「歴史教科書何が問題か」小森陽一・坂本義和・安丸良夫編（岩波書店）
- ・ 「靖国問題」高橋哲哉著（ちくま新書）
- ・ 「未来をひらく歴史」日中韓 3 国共通歴史教材委員会編（高文社）
- ・ 「歴史教科書をどうつくるか」永原 慶二著（岩波書店）
- ・ 「参拝したら違憲」小泉首相靖国神社参拝違憲・九州山口訴訟団（明石書店）
- ・ 「靖国問題の原点」三土修平著（日本評論社）
- ・ 「最新の中国事情と日中関係」国分良成講演録（読売新聞大阪本社）
- ・ 「大東亜戦争の真実」東條由布子編（ワック）
- ・ 「日米戦争と戦後日本」五百旗頭真著（講談社学術文庫）
- ・ 「東京裁判日本の弁明」小堀桂一郎編（講談社学術文庫）（1951 年 5 月 3 日米国上院軍事外交合同委員会におけるマッカーサー証言を含む）
- ・ 「市販本新しい歴史教科書」2001 年版、2005 年版（扶桑社）
- ・ 「市販本新しい公民教科書」2001 年版、2005 年版（扶桑社）
- ・ 「帝国としての中国」中西輝政著（東洋経済新報社）
- ・ 「中国史 上・下」宮崎市定著（岩波全書）
- ・ 「新世紀の靖国神社」小堀桂一郎・渡辺昇一編（近代出版社）
- ・ 「秘録 東京裁判」清瀬一郎著（中公新書）
- ・ 「The Military Power of the People's Republic of China」(Secretary of Defense, USA)
- ・ 「韓国分裂」西岡力著（扶桑社）
- ・ 「歴史教科書 10 の争点」藤岡信勝編（徳間書店）
- ・ 「全『歴史教科書』を徹底検証する」三浦朱門編著（小学館）
- ・ 「中国・韓国の歴史教科書に書かれた日本」（宝島社）
- ・ 「中国・韓国反日歴史教育の暴走」黄文雄著（海竜社）
- ・ 「胡锦涛の反日行動計画」浜田和幸著（祥伝社）
- ・ 「中国よ、反日ありがとう」宮崎正弘著（清流出版）
- ・ 「国売りたもうことなかれ」櫻井よしこ著（ダイヤモンド社）
- ・ 「子々孫々に語りつぎたい日本の歴史」中條高德・渡部昇一著（到知出版社）
- ・ 「逆説のアジア史紀行」井沢元彦著（小学館）
- ・ 「日本を蝕む人々」渡部昇一・屋山太郎・八木秀次著（PHP）
- ・ 「中国『反日』の末路」長谷川慶太郎著（東洋経済新報社）
- ・ 「無念の戦後史」西部邁著（講談社）
- ・ 「特集・どうなる靖国参拝」Voice 平成 17 年 9 月号（PHP）
- ・ 「歴史の分岐点に立って」諸君平成 17 年 9 月号（文藝春秋社）
- ・ 「日中韓『靖国参拝』大論争」文藝春秋平成 17 年 8 月号
- ・ 「『反日・親北』韓国の暴走」呉善花著（小学館）
- ・ 「日本のゆくえ アジアのゆくえ」広瀬隆著（日本実業出版社）
- ・ 「人間はなぜ戦争をするのか」日下公人著（クレスト社）
- ・ 「戦争が嫌いな人のための戦争学」日下公人著（PHP）
- ・ 「日本の力」田原総一郎・石原慎太郎著（文藝春秋社）
- ・ 「2005 次の世界が見えた」長谷川慶太郎著（徳間書店）
- ・ 「竹島は日韓どちらのものか」下條正男著（文春新書）

- ・ 「在日・強制連行の神話」 鄭大均著（文春新書）
- ・ 「韓国併合への道」 吳善花著（文春新書）
- ・ 「検証 日朝交渉」 高崎宗司著（平凡社新書）
- ・ 「他者としての朝鮮半島」 西尾幹二著（「諸君」平成15年7月号）
- ・ 「歴史を裁く愚かさ」 西尾幹二著（PHP文庫）
- ・ 「国民の思想」 八木秀次著（産経新聞社）
- ・ 「国民の歴史」 西尾幹二著（産経新聞社）
- ・ 「東京裁判がよくわかる本」 太平洋戦争研究会（PHP文庫）
- ・ 「東京裁判の全貌」 平塚枢緒（河出書房新社）
- ・ 「中国はなぜ『反日』になったか」 清水美和著（文春新書）
- ・ 「ほんとうは日本に憧れる中国人」 王敏著（PHP新書）
- ・ 「反日教育を煽る中国の大罪」 黄文雄著（日本文芸社）
- ・ 「現代中国の禁書」 鈴木孝昌著（講談社＋α新書）
- ・ 「日中はなぜわかり合えないのか」 莫邦富著（平凡社新書）
- ・ 「日本の国境」 山田吉彦著（新潮新書）
- ・ 「ここがおかしい中国・韓国 歴史教科書」 日本政策研究センター
- ・ 「南京事件 証拠写真を検証する」 東中野修道ほか（草思社）
- ・ 「なぜ中韓になめられるのか」 屋山太郎著（扶桑社）
- ・ 「国家戦略からみた靖国問題」 岡崎久彦著（PHP新書）
- ・ 「日本はそんなに悪い国なのか」 上坂冬子著（PHP文庫）
- ・ 「靖国神社と日本人」 小堀桂一郎著（PHP新書）
- ・ 「『靖国神社への呪縛』を解く」 大原康男編著（小学館文庫）
- ・ 「首相が靖国参拝してどこが悪い！！」 新田 均著（PHP研究所）
- ・ 「教科書採択の真相」 藤岡信勝著（PHP新書）
- ・ 「『日中友好』という幻想」 中嶋嶺雄著（PHP新書）
- ・ 「新しい歴史教科書『つくる会』の主張」 西尾幹二編（徳間書店）
- ・ 「ようこそ靖国神社へ」 所功編（近代出版社）
- ・ 「中国・韓国の歴史教科書」 阿蘇品蔵編集（イースト・プレス）
- ・ 「中国暴発」 中嶋嶺雄・古森義久著（ビジネス社）
- ・ 「中国文明の歴史」 岡田英弘著（講談社現代新書）
- ・ 「中国のアジア覇権に呑み込まれる日本ほか」 正論 平成17年12月号（産経新聞社）
- ・ 「『昭和80年』戦後の読み方」 中曽根康弘 西部邁、松井孝典、松本健一著（文芸春秋）
- ・ 「いま『靖国』を問う」 平和を願い戦争に反対する戦没者遺族の会編（かもがわ出版）
- ・ 「中国の嘘 恐るべきメディア・コントロールの実態」 何清漣著 中川友訳（扶桑社）80
- ・ 「国家の正体」 日下公人著（KKベストセラーズ）
- ・ 「大展開する日本」 長谷川慶太郎著（徳間書店）
- ・ 「小泉純一郎宰相論」 屋山太郎著（海竜社）
- ・ 「日本の『覚悟』」 中西輝政著（文芸春秋）
- ・ 「日本・中国・韓国の歴史と問題点80」 竹内睦泰著（ブックマン社）
- ・ 「民主党は今こそ存在感を示す時」 杉原誠四郎著（文化書房博文社）
- ・ 「靖国問題の精神分析」 岸田秀・三浦雅士著（新書館）
- ・ 「神道入門」 井上順孝著（平凡社新書）
- ・ 「シーレーン防衛の要に位置する台湾」 平松茂雄著（産経新聞・正論平成17年12月23日）
- ・ 「中国の瀬戸際戦略」 松村 劭著（芙蓉書房出版）
- ・ 「日本と世界の大潮流」 長谷川慶太郎著（PHP）
- ・ 「紫禁城の黄昏」 上・下 R. F. ジョンストン著、中山理訳（祥伝社）
- ・ 「日本人と中国人」 イザヤ・ベンダサン著、山本七平訳（祥伝社）
- ・ 「嫌韓流ディベート」 北岡俊明著（総合法令出版）
- ・ 「中国人の歴史観」 劉傑著（文春新書）
- ・ 「中国の安全保障戦略」 平松茂雄著（勁草書房）
- ・ 「中国の軍事力」 平松茂雄著（文春新書）
- ・ 「歴史認識を乗り越える」 小倉紀蔵著（講談社現代新書）
- ・ 「東アジア『反日』トライアングル」 古田博司著（文春新書）
- ・ 「姜尚中の政治学入門 第六章 歴史認識、第七章 東北アジア」 姜尚中著（集英社新書）
- ・ 「四書五経入門—中国思想の形成と展開 第3章 礼、その形と心—『礼記』」 竹内昭夫著（平凡社）
- ・ 「大東亜戦争への道」 中村 繁著（展転社）
- ・ 「歪められる日本現代史」 秦郁彦著（PHP研究所）
- ・ 「国家の自縛」 佐藤優著（産経新聞社）
- ・ 「礼記」 下見隆雄著（明德出版社）
- ・ 「歴史哲学講義（上）」 ヘーゲル著 長谷川宏訳（岩波文庫）
- ・ 「ヘーゲルの歴史認識」 長谷川宏著（講談社学術文庫）
- ・ 「マオ—誰も知らなかった毛沢東」 上下 ユン・チアン、ジョン・ハリデイ著、土屋京子訳（講談社）
- ・ 「歴史の読み方 人間の読み方」 谷沢栄一ほか著（知恵の森文庫）
- ・ 「世界史のなかの満洲帝国」 宮脇淳子著（PHP新書）
- ・ 「親日派のための弁明2」 金 完燮著（扶桑社）
- ・ 「安倍晋三対論集—日本を語る」 安倍晋三著、PHP研究所編纂（PHP研究所）

表 1. 第一次愛国主義教育模範基地リスト

北京市	天安門広場（天安門城楼、広場国旗、人民英雄記念碑、毛主席記念堂） 中国歴史博物館 中国革命博物館 中国人民革命軍事博物館 中国人民抗日戦争記念館 故宮博物館 円明園遺址公園 八達嶺長城 周口点遺址博物館
天津市	天津盤山烈士陵園 周恩来鄧穎超記念館 天津自然博物館 天津科学技術館
河北省	楽亭李大釗記念館 涉県 129 司令部旧址 ヘ・チュン・コトニズ記念館 清苑冉庄地下道戦遺跡 西拍坡中国共産党 中央委員会旧跡 董存端烈士陵園
山西省	八路軍太行記念館（八路軍本部旧跡）「百団大戦」記念館（碑） 劉胡蘭記念館
内モンゴル自治区	ウラン記念館
遼寧省	沈陽“九一八事変”博物館 旅順万忠墓記念館 遼沈戦役記念館 抗美援朝記念館 撫順雷鋒
吉林省	楊靖宇烈士記念館
黒龍江省	東北烈士記念館 侵華日軍 731 細菌部隊罪証陳列館 鉄人王進喜記念館 愛軍歴史陳列館
上海市	中国共産党第一次全国代表大会会址記念館 上海龍華烈士陵園 宋慶齡陵園 上海博物館
江蘇省	中山陵 周恩来記念館（故居） 新四軍記念館 侵華日軍南京大虐殺偶難同胞記念館 雨花台烈士陵 淮海戦役烈士記念館 南京条約史料陳列館（中英“南京条約”調印旧址）
浙江省	南湖革命記念館 魯迅故居及び記念館 鎮海口海防遺址 大愚陵 河姆渡遺址博物館
安徽省	陶行知記念館
福建省	古田会議記念館 陳嘉庚生平事迹 林則徐記念館 鄭成功記念館 泉州海上交通史博物館
江西省	安源路砒工人運動記念館 南昌八一蜂起記念館 井岡山革命記念地（博物館、烈士墓地講演、黄洋界、 八角楼、会師広場、龍江書院、毛沢東故居） 瑞金中央革命根拠地記念館
山東省	孔繁森記念館 台兒庄大戦記念館 中日甲午戦争博物館 孔子故居
河南省	林州紅旗渠記念館 蘭考焦玉禄烈士陵園 安陽殷墟博物苑
湖北省	武漢二七記念館 武昌中央農民運動講習旧址記念館 紅安黄麻起義和鄂皖蘇区革命烈士陵園 辛亥革命武昌起義記念館 李時珍記念館
湖南省	韶山毛沢東記念館（故居） 劉少奇記念館 炎帝陵
広東省	孫中山故居記念館 広州起義烈士陵園 アヘン戦争博物館（虎門砲台） 三元里人民抗英闘争記念館
広西チン族自治区	中国工農紅軍第七軍軍部旧址 紅軍長征突破湘江烈士記念碑園
海南省	中国工農紅軍涼壁縦隊改編旧址
四川省	鄧小平故居 朱徳故居即朱徳銅像記念館 趙一曼記念館 黄継光記念館 都江堰水利工程
重慶市	重慶歌樂山革命烈士陵園 紅岩革命記念館 邱少雲烈士記念館
雲南省	“一二・一”四烈士墓及び“一二・一”記念館
貴州省	遵義会議記念館
チベット自治区	山南烈士陵園 江孜抗英遺址
陝西省	延安革命記念地（記念館、棗園、王家坪、楊家嶺、鳳凰山、清凉山、四・八烈士陵園など） 西安事変記念館 八路軍西安弁事処記念館 陝西歴史博物館 秦始皇兵馬俑博物館 黄帝陵 半坡遺址博物館
寧夏回族自治区	寧夏博物館
甘肅省	会寧紅軍会師楼 敦煌莫高窟 嘉峪関
青海省	中国工農紅軍西路軍記念館
新疆ウイグル人自治区	ウルムチ烈士陵園

表 2. 第二次愛国主義教育模範基地リスト

北京市	李大釗烈士陵园 焦庄戸地道戦遺址記念館 北京自然博物館 中国航空博物館 中国科学技術館
天津市	平津戦役記念館
河北省	華北軍区烈士陵园 潘家峪惨案記念館 中国人民抗日軍事政治大学陳列館 河北省博物館 唐山抗震記念館
山西省	黄崖洞革命記念地 太原解放記念館 平型関戦役遺址 太行太岳烈士陵园 山西国民師範旧址 革命活動記念館
内モンゴル自治区	内モンゴル博物館
遼寧省	丹東鴨緑江 沈陽抗美援朝烈士陵园 黒山阻撃戦烈士陵园 葫芦島市塔山烈士陵园 関向応故居記念館
吉林省	四平戦役記念館 延辺革命烈士陵园 “四保臨江” 烈士陵园
黒龍江省	ハルビン烈士陵园 馬駿記念館
上海市	“南京路上好八連” 事迹展覽館 海軍上海博覧館 陳雲故居 青浦革命歴史記念館 魯迅記念館
江蘇省	梅園新村記念館 沙家浜革命歴史記念館 茅山新四軍記念館 南京博物館
浙江省	解放一江山島烈士陵园 四明山革命烈士陵园 舟山アヘン戦争記念館
安徽省	新四軍軍部旧址記念館および皖南事变烈士陵园 王稼祥記念園 淮海戦役双堆烈士陵园 安徽省博物館
福建省	福建省革命歴史記念館 毛沢東才溪郷調査記念館 長汀県瞿秋白烈士記念碑 ミン侯県 “二七” 烈士林 祥謙陵園 華僑博物院
江西省	秋收起義記念地（萍郷秋收起義記念碑、秋收起義銅鼓記念館、秋收起義修水記念館） 永新三湾改編旧址 興国革命歴史記念地（記念館、烈士陵园） 上饒集中菅革命烈士陵园 方志敏記念館（烈士墓地公園、 東北特委、紅十軍建軍旧跡等）
山東省	華東革命烈士陵园 中国人民解放軍海軍博物館 済南革命烈士陵园 萊蕪戦役記念館 山東省博物館
河南省	新県革命記念地（中共中央鄂豫皖分局、鄂豫皖軍委、鄂豫皖蘇区首府革命博物館、鄂豫皖蘇区烈士陵园、 箭広河革命旧址など） 河南博物院
湖北省	“八七会議” 会址記念館 関一多記念館 湖北省博物館
湖南省	平江起義記念館 湘鄂川黔革命根拠地記念館 秋收起義文家市会師旧址記念館 中共湘区委員会旧址 湘南暴動指揮部旧址 彭徳懐記念館 湖南省博物館
広東省	毛沢東同志主弁農民運動講習所旧址 葉剣英元帥記念館 葉挺記念館
広西チワン族自治区	龍州県紅八軍軍部旧址（紅八軍記念館） 八路軍桂林弁事処旧址 百色起義記念館
海南省	瓊海市紅色娘子軍記念館 母端山革命根拠地記念園
四川省	紅四方面軍指揮部旧址記念館 樞定橋革命文物陳列館 紅軍四渡赤水太平渡陳列館 安順場紅軍強渡大渡 記念地 倉溪紅軍渡記念館 万源保衛戦戦史陳列館 陳毅故居
重慶市	劉伯承同志記念館 聶榮臻元帥陳列館 趙世炎烈士故居
雲南省	扎西会議記念館
貴州省	息烽集中菅革命歴史記念館 王若飛故居
陝西省	洛川会議記念館
甘肅省	宕昌県哈達鋪紅軍長征記念館 八路軍駐蘭州弁事処記念館 蘭州市烈士陵园 華池県南梁革命記念館 高台県烈士陵园
新疆ウイグル自治区	新疆ウイグル自治区博物館

出典：表 1・2 は、中国の愛国主義教育基地に関する資料HPに基づき作成

平成17年度 調査企画部会 名簿

平成18年4月18日現在

(敬称略)

部会長	松下 正幸	松下電器産業	副会長
部会長	森下 俊三	西日本電信電話	社長
幹事	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事事務局長
委員	青木 一幸	日本生命保険	本店広報室長
〃	秋野 啓一	日立製作所	関西支社企画部長 (3月退任)
〃	穂宗 一郎	住友生命保険	総務部上席秘書役
〃	出野 精二	ダイキン工業	執行役員
〃	井村 正明	関西電力	支配人秘書役 (3月退任)
〃	江連 久雄	三井住友銀行	総務部部長
〃	岡田 常之	住友商事	関西ブロック総括部長
〃	小西池 透	大阪ガス	秘書部経営調査室室長
〃	富森 浩治	西日本電信電話	総務部企画担当部長
〃	福本 康蔵	三菱東京UFJ銀行	企画部部長
〃	宮本 秀一	松下電器産業	秘書グループ企画渉外部長
〃	村田 省三	アートコーポレーション	専務
〃	山内 頼道	大林組	本店建築営業企画部長
〃	池田 敬子	都市生活研究所	主任
〃	池田 良直	日本政策投資銀行	関西支店企画調査課長
〃	上田 全良	竹中工務店	秘書役
〃	大橋 祥正	国際協力銀行	大阪支店総務課長
〃	木村 靖夫	京阪電気鉄道	総務部長
〃	窪井 悟	大丸	経営計画本部経営企画部担当課長
〃	倉橋 孝壽	近畿日本鉄道	経営企画部長
〃	小町 千治	三井物産	関西支社業務部長
〃	榊原 道治	住友金属工業	総務部担当部長
〃	島本 昌幸	りそな銀行	大阪営業サポート部アドバイザー
〃	末松 隆一	サラヤ	総務本部ナレッジマネジメント推進グループ専任課長
〃	伊達 秀樹	電通	営業統括局次長兼プロジェクト開発室長
〃	中井 歳燾	がんこフードサービス	理事
〃	橋本 完	清風明育社	理事長室次長
〃	福田 康司	伊藤忠商事	関西業務室長
〃	金嶋 大造	サントリー	大阪秘書部課長
〃	宮本 勝	ソニー	関西代表室室長
〃	森口 勉	清水建設	関西事業本部企画部長
〃	山中 真二	グルメ杵屋	財務部課長
代表幹事スタッフ	木村 明則	松下電器産業	秘書グループ企画渉外担当参事
〃	神原 勝彦	松下電器産業	秘書グループ企画渉外担当参事
〃	和田 克之	松下電器産業	秘書グループ企画渉外担当参事
〃	大野 敬	西日本電信電話	総務部企画担当課長
事務局	松尾 康弘	関西経済同友会	企画調査部部長
〃	金子 秀一	関西経済同友会	会務執行部兼企画調査部副部長
〃	野畑 健	関西経済同友会	企画調査部課長
〃	谷 要恵	関西経済同友会	企画調査部主任
〃	小谷 美貴	関西経済同友会	企画調査部

「歴史を知り、歴史を超え、歴史を創る」

～より良き日中関係・日韓関係に向けて～

平成18年4月発行

発行者 社団法人 関西経済同友会
常任幹事 萩 尾 千 里
事務局長
大阪市北区中之島6丁目2番27号
電話(06)6441-1031
印刷所 寺尾印刷株式会社

インターネット・アドレス <http://www.kansaidoyukai.or.jp>

